

# 生活のきまり

## 1 登下校

(1)定められた登下校の時刻を守ること。

○登校時刻 ・8時30分

○始業時刻 ・8時30分(出席確認をします。教室で着席していること)

○一般下校時刻 帰りの会終了後から15分後

部活動完全下校時刻

○休業日の部活動終了時刻は

秋季大会後～1月・・・・・・・・・・17時00分

夏期(5～10月)・・17時

2・3月・・・・・・・・・・17時20分

冬期(11～4月)・・16時

9月～秋季大会まで・・・・・・・・17時30分

を原則とする

4月～8月・・・・・・・・・・18時00分

(2)登校後の外出は禁止する。

(3)登下校時の買い食いはしないこと。

## 2 通学

基本的には、歩いて登下校することが望ましい。自転車通学希望者は、交通ルールをしっかりと守ることを前提として、家から学校まで実測1km以上離れている生徒に対して、保護者の同意のもとに自転車通学できるものとします。

(1)通学路および、登下校の安全確保について

交通ルールを守り、事故防止につとめること。

(2)徒歩通学

○徒歩通学をする分団・・・・・・・・・・湖州平、南草津・大町、南田山

(3)自転車通学(別紙「自転車通学できる区域」参照)

自転車保険に加入している。かつ、自転車通学許可区域の生徒に限る。

※自転車通学許可証(ステッカー)をはること。

○自転車通学をおおむね認められる分団

・・・・・・・・南笠、よし池・鳩が森、開華、新浜、東新浜、矢橋1、下北池、中林

○部分的に認められる分団・・矢橋2、橋岡、川の下、川の下東、プリムタウン

○通学用自転車は次にあげるとおりとする。

A 安全面・荷物の運搬など、通学に適したもの。

B スタンドは、自転車置き場と安全性から両立てのもの。

※ヘルメットを着用すること。

※駐輪時は必ず施錠すること。

※雨天の場合は、カッパを着用すること。(傘差し運転は道路交通法違反)

※徒歩通学であっても指示により自転車通学とする場合がある。

(例)対外試合、学習発表会、校外学習等

### 3 服装等

- (1)通学には、標準服を着用する。
- (2)名札は、定められた位置につける。(冬用は縫いつける)
- (3)室内では、帽子・防寒着類は使用しない。
- (4)頭髪は清潔に整える。特別な技巧は施さない。(染色・脱色・パーマ等)
- (5)下靴は、運動に適したもの(雨天時は別)を用い、上靴および体育館シューズについては規定のものを使用する。
- (6)本校の標準服を次のように定める。
  - 学生服は黒の詰め襟、長ズボン(日本被服工業組合連合会のマークが入っているもの。ただし、ズボンはノータックを原則とする。)。白無地カッターシャツ。
  - 上衣は、はな紺のイートン型。スカートは、はな紺の追いかけひだ。(膝丈程度)白無地カッターシャツ。えんじ色のボウタイ。(夏はしなくてもよい)スラックスの着用も可能。
    - ※カッターシャツの裾を出して着ない。
- (7)防寒類はジャンパーあるいは、コート・ウインドブレーカー(派手でないもの)を用いてもよい。セーター類(派手でないもの)は上衣の下に着用してもよい。
- (8)ベルト・・・黒、茶、紺色のもの。
- (9)靴下およびストッキング・タイツ・・・派手でないもの。
- (10)体操服(夏・冬用)、体育館シューズ・・・本校指定のものを使用すること。
- (11)かばん・・・実用的なもの。

### 4 諸注意

- (1)学校生活に必要なものを持ってこないこと。
- (2)不必要な金銭は所持しないこと。
- (3)金銭の貸借は禁止する。
- (4)携帯電話などの持ち込みは原則として禁止する。事情がある場合は担任に相談すること。

生徒会でスマートフォンの使い方について、ルールを設定しました。

ご理解・ご協力をお願いします。

老中スマホの掟三か条      自分や大切な周りの人を守るために・・・

一、個人情報や悪口を書きません。

二、困った場合は1人で悩まず大人(保護者や先生)に相談します。

三、夜中の長時間の使用は控え、けじめをつけて生活します。      安全生活委員会